

多 監 第 39 号
令和元年 11 月 8 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 嶋 内 九 一 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一

同 加 藤 元 司

令和元年度行政監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定による行政監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

行政監査結果報告

令和元年 10 月

多治見市監査委員

1 監査のテーマ 下水道関連施設における現地調査

2 監査の目的 下水道関連施設の現地を調査することにより、各施設の管理運営と下水処理及び水質管理の状況を確認することを目的とする

3 監査日時 令和元年 10 月 23 日(水)午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

4 監査対象 水道部池田下水処理場、市之倉下水処分場、笠原下水処理場、土岐川右岸ポンプ場、土岐川左岸ポンプ場、つづはらクリーンセンター、下沢汚水中継ポンプ場

5 監査の概要

(1) 全体事項

多治見市が所有する下水道関連施設は、「多治見市浄化センター設置規程（平成31年水道部管理規程第6号）及び「多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第37号）」に規定し、直営で管理運営を行っている。

多治見市監査委員は、施設の現地調査を実施し、次の着眼点を以って監査を執行した。

ア 施設の設置目的に合致した管理運営が行われているか。

イ 施設は安全性を考慮し管理運営されているか。

ウ 利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。

エ 施設のセキュリティ等の体制は万全か。

オ 施設の人員配置は適正か。

カ 下水処理及び水質管理は適正になされているか。

なお、監査当日は担当者のほか、所管部課長の出席を求めた。

監査を行った下水道関連施設の内容は、次のとおりである。

(2) 池田下水処理場

昭和 52 年 4 月に運転開始、敷地面積 3.73ha の下水処理場である。処理区域は、市内の約 70% を占める。処理方法は、標準活性汚泥法を採用しており、下水管を通して流入した汚水は、沈砂池で大きなゴミや砂を取り除き、ポンプで最初沈殿池に送られる。最初沈殿池で沈みやすい細かいゴミなどを取り除き上澄みが反応槽へ送られ、底にたまった泥等は、汚泥棟に運ばれ処理される。反応槽では最初沈殿池からの上澄みを活性汚泥と混合し、空気を送り込み微生物が空気中の酸素を利用し、汚れを分解する。微生物により処理された汚水は、最終沈殿池で処理水と活性汚泥に分離され、活性汚泥は反応槽の入口へ運ばれ再利用、処理水は次亜塩素酸ナトリウムを添加・混和し、滅菌してから川に放流する。下水処理場に入ってから放流されるまでに約 12 時間を要する。

処理能力は、下水処理施設は 1 日 45,600 m³、雨水ろ過施設は 1 日 37,000 m³である。整備状況は、平成 30 年度末において、水洗化人口 78,685 人、処理面積は 1,928.2ha（うち合流分 151ha）である。排除方式は、分流式（一部合流式）である。

(3) 市之倉下水処理場

平成 10 年 4 月に運転開始、敷地面積 0.39ha の下水処理場である。処理区域は、脇之島ホワイトタウン、市之倉町、市之倉ハイランドであり、市内の約 15%を占める。処理方法は、敷地の狭い場所での下水処理において有効である回分式活性汚泥法を採用している。処理能力は、1 日 8,500 m³ である。整備状況は、平成 30 年度末において、水洗化人口 11,991 人、処理面積 226.8ha である。

排除方式は分流式である。今後、現在は笠原処理区である梅平団地の汚水を受入れる計画である。

(4) 笠原下水処理場

平成 12 年 8 月に運転開始、敷地面積 1.7ha の下水処理場である。処理区域は、現在は笠原全域であり、市内の約 5%を占める。処理方法は、好気性ろ床を採用し、国内でもめずらしい方法で、窒素の処理が難しい処理方式である。処理能力は、1 日 3,200 m³ である。整備状況は、平成 30 年度末において、水洗化人口 6,240 人、処理面積 376.4ha である。

(5) 土岐川右岸ポンプ場

平成 17 年 9 月に運転開始、池田下水処理場地内にある雨水ポンプ場である。主要施設は、自動除塵機 3 台、口径 1,200 mm のコラム形水中ポンプ 3 台と、浸水対策実行計画の排水対策として平成 29 年に増設した自動除塵機 2 台、口径 1,350 mm の水中モータポンプ 3 台（1 台予備機）である。排水能力は 1 秒間に 15.5 m³ であり、放流先は、辛沢川である。

雨水ポンプ場は、降雨時に雨水を排出する施設であり、地盤の低い地域では、河川の水位が上昇すると雨水が自然に排水できなくなるため流入ゲートを開き雨水を流入させた上で雨水と共に入ってくるゴミ、砂、小石等を除塵設備で取り除き、雨水ポンプを用いて雨水を川や海に排水し、まちを水害から守る役目をしている。

(6) 土岐川左岸ポンプ場

平成 30 年 8 月に運転開始、土岐川左岸平和町 8 丁目地内にある雨水ポンプ場である。主要施設は、自動除塵機 2 台、口径 1,200 mm の縦軸斜流ポンプ 3 台（1 台予備機）、主ポンプ用原動機 3 台（1 台予備機）、非常用発電設備 3 台である。排水能力は 1 秒間に 7.0 m³ であり、放流先は、土岐川である。

平成 23 年 9 月の台風 15 号による記録的な豪雨により、土岐川の両岸にある地区を中心に甚大な浸水被害に見舞われたため、直ちに国、県、市、地域住民代表等で組織する雨水排水対策協議会を立ち上げ、浸水対策実行計画を策定し、排水対策として新設された施設である。平成 23 年 9 月規模の豪雨が再来しても、床上浸水被害の発生を抑止するものである。

(7) つづはらクリーンセンター

平成 12 年 4 月に運転開始、敷地面積 832 m² の農業集落排水施設である。処理対象としてし尿及び生活排水の汚水処理を行っている。処理方式は、協会型 I 型（沈殿分離及び接触曝気方式）を採用しており、処理能力は 1 日平均汚水量 41.8 m³ である。

整備状況は、平成 30 年度末において、水洗化人口は 140 人、処理面積は 16.7ha である。

農業集落排水事業の処理区域は、甘原地区のみである。

(8) 下沢汚水中継ポンプ場

平成元年に運転開始、下沢町 1 丁目地内にある敷地面積 10a の汚水中継ポンプ場である。15kw 水中ポンプが 3 台 (1 台予備機)、処理能力は 1 分間に 3.8 m³である。平成 28 年度に建屋の耐震補強工事を行っている。市内には、汚水中継ポンプ場が 5 ヶ所存在する。

- ・ 虎溪汚水中継ポンプ場 (虎溪山町 2 丁目地内)
- ・ 共栄汚水中継ポンプ場 (虎溪山町 7 丁目地内)
- ・ 姫第 1 汚水中継ポンプ場 (姫町 1 丁目地内)
- ・ 姫第 2 汚水中継ポンプ場 (姫町 7 丁目地内)

6 監査の結果

今回実施した下水道関連施設 7 施設の現場調査の結果、設置目的にあった管理運営がされ、適正に処理がされていることが確認された。

公共下水道事業は、昭和 44 年度に事業着手し、昭和 52 年に供用開始以来 40 年以上が経過する中で、既存施設の老朽化が課題となっており、施設の更新や耐震化など引き続き対策を講じる必要性を感じた。今後も施設の長寿命化を計画的に行い、適正な下水処理に努められたい。

なお、意見書に記すべき要望事項は特になかった。